

7月のお知らせ

「世界自然遺産の島」

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

vol.89

令和4年7月26日

「奄美大島世界遺産センター」がオープンします！

令和4年7月26日
 (火)に、奄美大島、
 徳之島、沖縄島北
 部及び西表島が世
 界自然遺産に登録
 されて1周年を迎
 えます。
 この日に合わせ
 て、奄美市住用町
 石原（黒潮の森マ
 ングローブパーク
 敷地内）に建設中
 の「奄美大島世界
 遺産センター」が、
 いよいよオープン
 することになりま
 した！
 奄美大島の自然を
 最新の展示で学ぶ

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
 役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
 ■瀬戸内町役場代表
☎ 72 - 1111
 ※なお、平日の17時15分以降や休日は、宿直室につながります。



AMAMI-OKINAWA
 World Natural Heritage
 © amami-ance

世界自然遺産登録1周年記念イベントを開催します

奄美群島におけるサンゴ礁の現状や保全に向けた取組等を広く周知するため、サンゴ観察会およびシンポジウムを実施します。

奄美群島サンゴ礁シンポジウム2022

国立環境研究所の山野博也氏による基調講演のほか、奄美大島におけるサンゴ礁の現状と取組についての講演。

■日時

7月31日(日)
 午前10時30分発と
 午前11時30分発の2便

■集合場所

せとうち海の駅

■対象

奄美群島内在住の中学生・高校生

■招待人数

各便25名(合計50名)

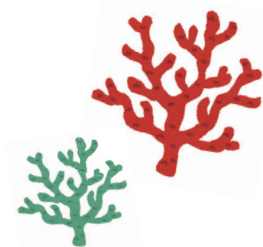
■申込期間

7月1日(金)～
 7月15日(金)

■申込方法

申込期間内にQRコードからお申込みください

サンゴ観察会のお申込みはこちらから



「ニューセと号」
 内観と外観

■お問い合わせ先 水産観光課世界自然遺産せとうち町対策室 ☎ 0997 - 72 - 1115

■開館時間

午前9時～
 午後5時

(最終入館時間は午後4時30分)

※記念式典実施のため、オープンの日の一般開放時刻は午後3時以降を予定。

世界自然遺産登録1周年記念イベント

奄美大島5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会では、世界自然遺産登録1周年を記念したイベントを開催します。

■日時

7月26日(火)
 午後3時～午後8時

■場所

奄美市住用町道の駅
 黒潮の森マングローブパーク

イーバイク

E-Bike レンタルスタート！

■お問い合わせ先 水産観光課観光振興係
☎ 0997 - 72 - 1115

令和4年4月27日から加計呂麻島・請島・与路島でE-Bike（電動アシスト付自転車）のレンタルがスタートしました。多くの皆様のご利用をお待ちしています。詳細については町のHP等でも確認できます。事業目的：令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、E-Bikeを導入しました。事業目的としてアフターコロナや世界自然遺産登録後の観光客増を見据えた取組です。また、環境に優しい電動自転車を活用することで、低炭素社会の実現に寄与します。



■貸出場所

加計呂麻島（瀬相待合所、生間待合所、加計呂麻島展示・体験交流館）
請島（請阿室公民館、池地公民館）、与路島（与路公民館）

■料金

マウンテンタイプ：4時間まで3,000円、8時間まで5,000円、24時間まで8,000円
シティサイクルタイプ：4時間まで2,000円、8時間まで3,500円、24時間まで5,000円
超過料金 | 時間ごと：マウンテンタイプ 1,000円、シティサイクルタイプ 800円
各種割引：シマッチュ割（町民割）30% OFF、E-Buy 割（買い物割）10% OFF

■対象

小学生以下および身長が154cm（シティサイクルタイプは144cm）以下の方はご利用いただけません。

■申込方法

原則電話予約のみ。車両に空きがある場合は、直接窓口での申込可能です。
加計呂麻島でのご利用は加計呂麻島展示・体験交流館まで ☎ 0997 - 76 - 0676
請島（請阿室）でのご利用は ☎ 090 - 3799 - 1012 まで
請島（池地）でのご利用は ☎ 090 - 5730 - 7148 まで
与路島でのご利用は ☎ 090 - 8661 - 1065 まで

■その他

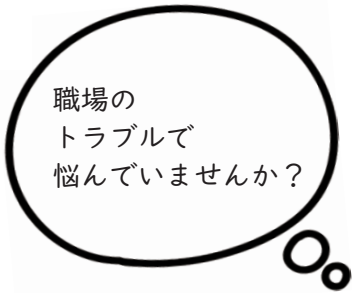
- ・支払いは現金のみの取り扱いとなります。
- ・シマッチュ割は町内に住所がある方のみ適用、申込時に町内に住所を有していることが確認できる証明書の提示が必要です。（免許証、保険証、マイナンバーカード等）
- ・E-Buy 割は町外在住者のみ適用、町内事業所を利用した場合、レシートもしくは領収書を申込時に提示ください。チェーン店やフランチャイズ店は対象外。町内事業所であっても自動販売機での購入は対象外。レシートおよび領収書の適用期限は、利用する日の5日前まで有効。購入や消費の金額は1人500円以上が対象。

■お問い合わせ先 水産観光課港湾・漁港係 ☎ 0997 - 72 - 1114

この運動は、近年の海岸に対する良好な環境への意識の高まり、レクリエーションの場としての利用に対するニーズの増大など、良好な海岸環境や利用への国民の期待がますます高まってきていることから、快適でうるおいのある海岸環境を積極的に創出し、海岸愛護思想や防災意識の普及と啓発を図ることを目的として、本年度も7月1日（金）から7月31日（日）までの1ヶ月間を『海岸愛護月間』と定め、実施いたします。なお、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日として「海の日」が祝日とされています。「海の月間」（7月1日～7月31日）は、海事思想の普及を図るため、海事関係団体・地方公共団体等の協力を得て実施しており、この『海岸愛護月間』と相まって国民各層に「海の日」の意義を広めることとしていきます。国民共有の財産である海岸への愛護意識の高揚と啓発活動、海岸愛護団体の育成、活動支援等につき十分な成果をあげられますようお願いいたします。

令和4年度「海岸愛護月間」の実施について

■お問合わせ先 鹿児島県労働委員会事務局（県庁 15階）
 ☎099 - 286 - 3943 FAX099 - 286 - 5653



県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催
 県労働委員会委員
 （公益委員（大学教授、弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等））が相談に応じます。
 労働者、使用者のどちらでも、お気軽にご相談ください。
■日時
 原則毎月第4火曜日
 午後2時30分～午後5時
 （受付は午後4時30分まで）（ただし、令和4年12月は20日（火））

県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

■場所
 県庁15階
 鹿児島県労働委員会
 来庁できない方は、電話相談（相談専用ダイヤル☎099-286-3943）もできます。
■申込み
 不要（予約優先）
 なお、新型コロナウイルス感染症状況により相談会の開催方法を変更等する場合がありますので、詳しくはお問合わせください。
■相談事例
 ※お問合せは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）
 解雇、雇い止め、配置転換、賃下げ、労働条件など

■お問合わせ先 各消費生活相談窓口
 消費者ホットライン ☎局番なし 188 瀬戸内町消費生活相談窓口 ☎0997 - 72 - 0640
 鹿児島県消費生活センター ☎099 - 224 - 0999 （大島消費生活相談所 ☎0997 - 52 - 0999）

サブスクリプション（サブスク）とは、定額料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスの利用が可能となる契約のことです。対象は、デジタルコンテンツである動画、音楽、雑誌など多様です。
 このサブスクサービスで「無料トライアル」などという広告から申し込んでも、無料期間終了までに解約手続きを行わないと、自動的に有料契約に移行します。解約忘れに注意してください。

解約を忘れていませんか？
 サブスク契約は慎重に

■お問合わせ先 瀬戸内町商工会 青年部（木村司法書士事務所） ☎0997 - 72 - 3672



瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会（無料）を左記のとおり開催します。
 事前に予約されると、優先的にご相談いただけます。たとえば、相続や遺言について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度って何？ 会社を作りしたい。などなど、様々なお悩みもお気軽ににご相談ください。
■相談日時
 7月21日（木）
 午前10時～午後1時
■相談会場
 きゅら島交流館
 2階更衣室（和室）
 ※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。

司法書士による法律相談会（無料）のご案内

■お問合わせ先 鹿児島県市町村振興協会 ☎099 - 206 - 1001

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」発売
 「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、7月5日（火）から全国で2種類同時発売されます。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
 サマージャンボは、PCやスマホからインターネットでも購入できます。
■発売期間
 7月5日（火）～8月5日（金）
■抽せん日
 8月17日（水）
■販売価格
 各1枚300円
■当せん金
 ◎サマージャンボ宝くじ
 1等5億円×24本
 前後賞各1億円×48本
 ※発売総額720億円・24ユニットの場合
 ◎サマージャンボミニ
 1等3000万円×28本
 ※発売総額210億円・7ユニットの場合

■お問い合わせ・お申込み先 建設課都市整備係 ☎0997-72-1197

瀬戸内町住宅リフォーム等助成金の追加募集

- 助成額 50万円以上の工事1件につき10万円を助成
※同一人または同一住宅について1回限りしか受けられません。
- 助成対象の住宅 ①町内の一戸建て住宅
②店舗併用住宅やマンション等の共同住宅は、申請者の居住部分のみ対象（賃貸住宅部分は除く）
- 助成対象の工事 ①増改築やリフォーム工事の費用（消費税を含む）が50万円以上の工事
②町内の業者が施行する工事（町内に住所を有する個人事業主でも可）
③令和5年2月28日までに事業完了実績報告の提出ができる工事
※外構工事や他補助金と一緒に利用する場合など対象とならない工事もありますので、事前にご連絡ください。
- 申請手続きの流れ 【工事を始める前】
①交付申請書の提出→②交付決定の通知→③工事着工
【工事が完了した後】
①完了実績報告書の提出（工事完了後1週間以内に提出）→
②交付確定の通知→③請求書の提出→④補助金の支払い（施行業者へ）
- 申込期間・申込場所 7月4日（月）～7月15日（金）（土・日曜日を除く）
建設課都市整備係にて受付
- 対象者 ①町内に住民登録し、居住かつ住宅を所有している方（申請者が借家人でも可）
※借家人が申請する場合、所有者の承諾書を提出すること
②貸主および申請者本人と同じ世帯全員に町税等の滞納がない方
- 定員 2件 ※受付件数が2件を超えた場合は、7月27日（水）抽選予定
- 必要書類 ①工事を始める前（申請時）
瀬戸内町住宅リフォーム等助成金交付申請書（第1号様式）および添付書類
②工事が完了した時（事業完了報告）
瀬戸内町住宅リフォーム等助成金実績報告書（第3号様式）および添付書類

■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎0997-72-1060

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

年金に
ついての
お知らせ

免除または納付猶予の承認を受けた期間のある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) に掲載されています。

国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請を開始します

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。

申請には、マイナンバーカードが必要になりますが、マイナポータルの情報を利用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

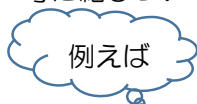
男女共同参画 vol.26 ～自分らしく、生き生きと～

近年、よく目にする「SDGs (Sustainable Development Goals)」とは、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標」のことです。「だれも置き去りにしないこと」を理念に、貧困・不平等・環境などの問題を解決し、持続可能な社会・地球に向けて、17の目標があります。その目標の5つ目に「ジェンダー平等を実現しよう」があります。

5 ジェンダー平等を実現しよう



「男性は〇〇」「女性は●●」など、社会によって作られた男性像、女性像をジェンダー (gender) といいます。このジェンダーに基づく、“らしさ”のおしつけや偏見が、差別や不平等に結びついていきます。



例えば

外で働くのは男性で、家のことをするのは女性。
男性は青、女性はピンクと決めつけること。など...

ジェンダー平等についてのわかりやすい指標として、世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ指数があります。毎年、世界各国の経済・政治・教育・健康の4分野14項目のデータから、男女平等度合いを測り、順位付けしたものです。2021年の日本の順位は120位/156か国中(前年121位)と、例年大変低い順位にとどまっています。

少しずつ改善へと向かっているようですが、女性の政治・管理職への起用や雇用条件・待遇の見直し、女性に対する暴力の根絶、育児や家事・介護への男性の参加など、社会の中で男性、女性が平等であるために、日本の社会が解決していかなければならない問題がまだまだたくさんあるということですね。

普段の自分の考えを見つめ直し、「男性だから」「女性だから」という意識を、「わたしだから」に変えていくことで、ジェンダー平等の実現に少しずつ近づいていくのではないのでしょうか。



7/25~7/31 は鹿児島県男女共同参画週間です

すべての人々が人権を尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、集中的に啓発活動を行い、県民の方々に、より理解を深めていただけるようにと定められた週間です。

■お問い合わせ先 ゆいの島どうぶつ病院瀬戸内病院 ☎0997 - 73 - 7100

ゆいの島どうぶつ病院 瀬戸内病院 診療日のお知らせ

7月5日(火)、7月12日(火)、7月19日(火)、7月23日(土)、7月26日(火)
9:00~12:00、13:30~18:00 ※予約制

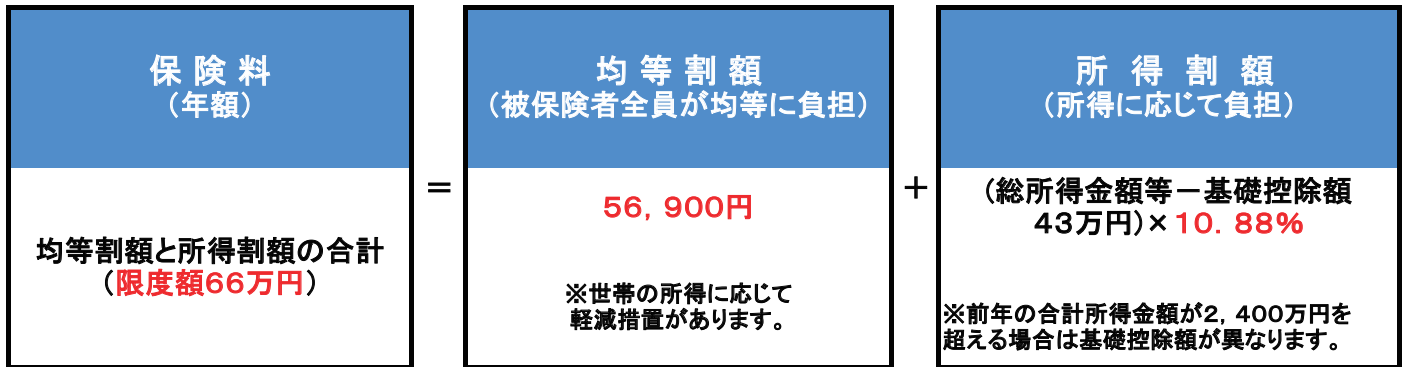
ゆいの島どうぶつ病院
瀬戸内病院 HP



後期高齢者医療保険料のお知らせ

1 個人ごとの保険料の計算方法

(令和4年度)



2 所得の低い方の軽減措置(令和4年度)

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額(※1)の合計額	軽減後保険料
7割軽減	43万円(※2)以下	17,000円
5割軽減	43万円(※2) + 28.5万円 × (被保険者数) 以下	28,400円
2割軽減	43万円(※2) + 52万円 × (被保険者数) 以下	45,500円

※1 軽減対象所得金額は、総所得金額等から公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した額となります。

※2 同一世帯内の被保険者および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)】が適用されます。
また、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

3 被扶養者であった方の軽減措置

被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者であった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課されません。)

※ 国民健康保険、国民健康保険組合は対象となりません。

※ 上表で、所得の低い方の軽減措置に該当する方は、軽減割合の大きい方が優先となります。

4 保険料の減免

災害などにより重大な損害を受けたときや、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う大幅な収入の減少等、特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、申請により保険料が減免される場合があります。

詳しくは、担当窓口にご相談ください。

5 保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として年金からお支払いいただくこととなります(特別徴収)。新たに加入した方や転入転出等があった方は、一時的に普通徴収となります。

年金から天引きされる場合(特別徴収)

対象となる方

- 年金額が年額18万円以上かつ同一の月に徴収される介護保険料との合計額が対象となる年金額の2分の1を超えない方
- ※ 介護保険料が年金から天引きされていない方は普通徴収となります。

納め方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料が天引きされます(原則、2月に天引きされた額と同じ額が天引きされます)。			前年の所得が確定した後は、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が三期に分けて天引きされます。過払いになっていた場合は還付されます。		

※ 申出により口座振替に変更することができます。ご希望の方は、担当窓口にお問合わせください。

次のいずれかに当てはまる方は、納付書や口座振替により個別にお支払いいただくこととなります(普通徴収)。

納付書・口座振替で納める場合(普通徴収)

対象となる方

- 特別徴収の対象とならない方
- 新たに加入した方や転入転出等があった方
- 口座振替の登録をされた方

納め方

口座振替の登録をされた方は口座振替で、また、口座振替の登録がされていない方は、納付書で、納期内に指定された金融機関にてお支払いください。なお、口座振替への変更もできますので、ご希望の方は担当窓口へお問合わせください。

国民健康保険税等で口座振替を利用していた方も、後期高齢者医療では、再度申し込みが必要です。

6 保険料を滞納したとき

特別な理由がなく保険料を滞納した場合、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されます。また、滞納が1年以上続き、悪質な場合は、保険証を返していただき、代わりに資格証明書が交付されることもあります。資格証明書で病院にかかるときは、医療費をいったん全額自己負担していただくこととなります。特別な理由により納付が困難な場合、滞納のままにせず、お早めに担当窓口までご相談ください。

お問合わせ先

鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局業務課資格保険料班
瀬戸内町税務課課税係

電話 099-206-1395
電話 0997-72-1116

災害による損害を受けた方への県税の減免等について

■お問い合わせ先

大島支庁県税課
 ☎ 0997 - 57 - 7225
 ☎ 0997 - 57 - 7229

地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた方には、税金を軽減したり、徴収を猶予するなどの方法があります。お気軽にご相談ください。

○ 減 免

区 分		要 件	軽減又は免除の割合		適 用 対 象	備 考	
災 害	個 人 事 業 用 資 産	自己の所有に係る事業用資産につき受けた損害の金額（保険金等による補填金額を除く。）が、当該資産の価額の2分の1以上の方で、前年中の事業の所得が1,000万円以下であるもの	500万円以下	税額の全部	災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人事業税の税額のうち災害を受けた日以後に納期限の到来するもの	災害を受けた日又は賦課処分があったことを知った日から60日以内に市町村長の罹災証明書を添付して各局長等へ申請してください。（災害減免条例様式）	
			750万円以下	税額の2分の1			
			750万円超	税額の4分の1			
減 免 条 例	業 住 宅 ・ 家 財	自己、同一生計配偶者、扶養親族の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害の金額（保険金等による補填金額を除く。）が甚大で、前年中の合計所得金額が500万円以下であるもの	税額の2分の1以内の額		同 上 ※甚大とは損害の金額が2分の1以上であるもの	※自動車税種別割の軽減 抹消した自動車は損害額が4倍に満たなくても、税額の4分の1を軽減する場合があります。 代替自動車は、抹消した自動車と同じ割合で軽減します。（災害を受けた日から3月以内に取得した自動車で、取得期限後7日以内に申請されたもの）	
			自 動 車	年税額の4倍以上	税額の4分の1		(1) 相当の修繕費を要する自動車 (2) 滅失又は使用不能により抹消した自動車 (3) 抹消後新たに取得した自動車（代替自動車）
				年税額の5倍以上	税額の3分の1		
県 税 条 例 第 56 条	不 動 産 取 得 税	滅失し、又は損壊した家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合 取得した不動産が、取得の日から納期限までに災害で滅失し、又は損壊した場合	旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減します。		当該家屋等の取得に対して課される不動産取得税	納期限後30日以内に、罹災証明書を添付して各局長等へ申請してください。（規則第81号様式）	
			80%以上の被害	全額免除			
			60%以上 80%未満の被害	80%免除			
			40%以上 60%未満の被害	60%免除			
産 廃 税 条 例 第 16 条	産 業 産 廃 物 税	天災や、その他の特別な事情により、減免が必要と認められる場合（自己処理による申告納付に限る。）	知事が必要と認める額を限度とします。		災害の発生した日以降、納期限の到来する産業廃棄物税の税額のうち知事が必要と認める期間の分	納期限又は災害があった日から1月以内に、罹災証明書を添付して各局長等へ申請してください。（産廃税条例施行規則第10号様式）	
			20%以上 40%未満の被害	40%免除			
市 町 村 条 例	個 人 県 民 税	個人県民税は、個人市町村民税と併せて賦課徴収されているので、災害等により市町村長が個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免します。				市町村の条例に基づき減免されるので市町村へ申請してください。	

○期限の延長（県税条例第14条）

災害等により県税（全ての税目）の申告、申請、納付、納入等が期限までにできないと認められるときは、期限を延長することができます。

延 長 の 期 間	災害等がやんだ日から2月以内
申請に必要な書類	災害等による期限延長申請書、罹災証明書

○徴収猶予（地方税法第15条～第15条の3）

財産が災害を受けたために、県税の納税者又は特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納めることができないと認められるときは、徴収を猶予することができます。

猶 予 の 期 間	原則として1年以内（最長2年）
申請に必要な書類	徴収猶予申請書、罹災証明書

○納税証明書交付手数料の免除（県税条例第7条）

災害により損害を受けた方が、その復旧等に必要な手続のために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料を免除します。

■お問い合わせ先 税務課収納係 ☎0997-72-1117

町税等の期限内納付にご協力ください

令和4年度の町税等の納期限は一覧表のとおりです。

令和4年度 瀬戸内町諸税納期限・振替・督促日一覧表

町県民税	月別	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	納期	翌月11日	翌月10日	翌月12日	翌月11日	翌月10日	翌月12日
	納期限	7月11日	8月10日	9月12日	10月11日	11月10日	12月12日
	督促日	7月29日	8月30日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日
(特別徴収分) (事業所関係)	月別	12月	1月	2月	3月	前4月	前5月
	納期	翌月10日	翌月10日	翌月10日	翌月10日	翌月10日	翌月12日
	納期限	1月10日	2月10日	3月10日	4月10日	5月10日	6月12日
	督促日	1月30日	3月2日	3月30日	4月28日	5月30日	6月30日

		1期	2期	3期	4期	随1	随2
町県民税 (普通徴収分) (個人関係)	納期	6月1日 ~30日	8月1日 ~31日	10月1日 ~31日	1月1日 ~31日	2月1日 ~28日	3月1日 ~31日
	納期限・振替日	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日	2月28日	3月31日
	督促日	7月20日	9月20日	11月18日	2月20日	3月20日	4月20日
固定資産税	納期	5月1日 ~31日	8月1日 ~31日	11月1日 ~30日	2月1日 ~28日		
	納期限・振替日	5月31日	8月31日	11月30日	2月28日		
	督促日	6月20日	9月20日	12月20日	3月20日		

軽自動車税	納期(全期)	5月1日~31日
	納期限・振替日	5月31日
	督促日	6月20日

国民健康保険税	期別	1期	2期	3期	4期		
	納期	7月1日 ~8月1日	8月1日 ~31日	9月1日 ~30日	10月1日 ~31日		
	納期限・振替日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日		
	督促日	8月19日	9月20日	10月20日	11月18日		
後期高齢者 医療保険料	期別	5期	6期	7期	8期	随1	随2
	納期	11月1日 ~30日	12月1日 ~28日	1月1日 ~31日	2月1日 ~28日	3月1日 ~31日	4月1日 ~5月1日
介護保険料 (普通徴収分)	納期限・振替日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日	3月31日	5月1日
	督促日	12月20日	1月17日	2月20日	3月20日	4月20日	5月19日

★税務課からのお願い 納期限は必ず守りましょう！

納付は便利で安心な口座振替にしてみませんか！

「納期限を過ぎると期別ごとの督促手数料および延滞金が課せられます」

※納期限および振替日が土・日・祭日の場合は、翌日に振り替えられます。

※コンビニでも納付できますので、ご利用ください。

※令和4年度から、鹿児島銀行窓口では、督促日を過ぎた納付書での納付ができなくなりましたので、ご注意ください。

※督促日を過ぎての納付につきましては、他の金融機関もしくは役場会計課窓口での納付をお願いします。

■お問い合わせ先 農林課ふるさと応援基金担当 ☎0997-72-1174

令和3年度瀬戸内町ふるさと応援基金（ふるさと納税）の公表について

令和3年度も全国から瀬戸内町をご支援いただきまして誠にありがとうございました。

本町では、瀬戸内町を大切に思い支援していただいていることに感謝申し上げながら、寄附金を活用した町の活性化を図る事業への取組を行っています。

また、ご寄附をいただいた方へ本町特産品等を「お礼の品」として贈呈し、瀬戸内町を全国へPRする取組もあわせて行っています。

なお、寄附者名簿については瀬戸内町ホームページにて公表しております。

■寄附状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	4,706	3,302	3,091
寄附額（円）	164,740,000	76,600,000	73,418,000



■令和3年度指定区分寄附状況

指定事業区分	寄附額（円）
(1) 活力ある産業の振興に資する事業	12,210,000
(2) 保健・医療・福祉の向上に資する事業	9,952,000
(3) 自然環境や景観の保全・再生に資する事業	15,374,000
(4) 快適に暮らせる環境整備および定住促進に資する事業	1,513,000
(5) 教育・文化を育み、観光交流を推進する事業	5,659,000
(6) 安心安全、共生・協働のまちづくりに資する事業	670,000
(7) その他、この条例の目的達成に必要と町長が認める事業	21,183,000
(8) 世界遺産登録記念 自然との調和をめざして	3,130,000
(9) 奄美の伝統漁法を守る	3,727,000
計	73,418,000



■令和3年度使途状況

小・中学校教室備品整備事業	町内の小中学校で使用する児童生徒用机と椅子のセットを、小学校119セット、中学校65セット、計184セットの整備を行いました。
ブックスタート事業	地域社会全体での子どもの健全な育成と子育て支援のために、赤ちゃんと3歳児の家族に絵本を贈り、読み聞かせを通して楽しくあたたかい時間を過ごしてもらうことを目的に行いました。
島の保健室事業	島の保健室事業により加計呂麻島に看護師が常駐することで、医療面での相談をはじめ、困りごとの解決サポートや役場窓口代理申請業務を行いました。
まぐろ消費促進事業	養殖まぐろの取扱店舗を拡大し、養殖クロマグロを手軽に食べていただけるように町内の飲食店への支援を行いました。
漁船漁業燃油緊急対策事業	近年の燃料価格の上昇が漁業者にとって出漁の大きな支障となっていることから、燃料費の助成を実施することで漁業者の負担が軽減され、水産物の安定供給につながりました。
きび酢村基本計画策定事業	加計呂麻島の遊休農地の解消と雇用創出を柱に、さとうきびの生産振興を図るため、「加計呂麻きび酢村構想」基本計画の策定業務を行いました。



■お問い合わせ先 総務課人事行政係 ☎ 0997 - 72 - 1111

ウクライナ人道危機救援金募金箱の設置期間を延長しました

ロシアによる軍事進攻を受けているウクライナを支援するため、本町ではウクライナ人道危機救援金募金箱を設置しています。集まった救援金は、日本赤十字社を通じて、ウクライナで人道危機対応や避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するために使われます。引き続き、皆様のあたたかいご支援をお願いします。

■設置場所

瀬戸内町役場 庁舎1階ロビー

■設置期間

令和4年3月10日～令和4年9月30日（5/31から延長）

■現在までの募金額

・R4.3.10～R4.3.28 203,003円

・R4.3.29～R4.4.27 189,004円

・R4.4.28～R4.6.1 89,306円

計 481,313円のご寄附をいただいております。

皆様のあたたかいお心に感謝申し上げます。



【町長のコメント】

国を守る戦いのために国へ戻るウクライナの人々や子ども達の訴えを見て大変憂慮しています。困っている方々のためにできることとして募金箱を設置しました。引き続き、ウクライナの人たちへの支援に町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。



もやし中華サラダ♪



せとうち栄養士会
～ベジわん!レシピ～



<もやし中華サラダ1人分>
エネルギー/ 101kcal
食塩相当量/ 1.2g

食材が値上がりしていく中で、不動の低価格もやし!
中華ドレッシングで、簡単に和え物にしてはいかがでしょう?
暑い夏でも、さっぱりと召し上がれます♪

<材料2人分>
もやし…1袋
きゅうり…1本
ハム…2枚
ごま…大さじ 1/2
中華ドレッシング…大さじ 2

【作り方】
① もやしをさっと茹で、きゅうりとハムは千切りにする。
② ①を中華ドレッシングで和える。
③ 器に盛付けて、ごまをかける。
できあがり♪

【7月号担当:役場保健福祉課】



55品の野菜レシピ
ダウンロードはこちらから♪



■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174



地産地消運動の取組について（朝市の開催！）
 大島地域では、毎月第3土曜日を「大島活き活き食の日」と定め、健康で豊かな食生活の推進や地元食材の利用促進に取り組んでいます。
 瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、家族みんなで食卓を囲みませんか？
 また、地産地消活動の一環として、毎月第3土曜日の朝8時30分から海の駅1階フロアにおきまして「朝市」を開催していますので、町民の皆さま多数の越しをお待ちしています！
■運営主体
 海の駅朝市協議会
 （代表 倉田）
 ※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
 ※出店者も募集しています。

■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174



**新鮮野菜！
 はる市開催のお知らせ**
 地元の生産者とふれあう直売イベント「はる市」を開催しますので、皆さまのお越しをお待ちしています。
 新鮮な野菜などをぜひお買い求めください！
■日時
 毎月第1日曜日
 10時～12時
■場所
 海の駅1階フロア
■運営主体
 瀬戸内町CSA協議会
 （泰山）
 ※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
 ※出店者も募集しています。

■お問い合わせ先 第十管区海上保安本部総務部人事課 ☎099-250-9800

海上保安官募集案内

1. 海上保安学校学生採用試験（2023年4月入学）

■受付期間

7月19日（火）～7月28日（木） ※インターネット受付

■試験日

第1次試験日：9月25日（日）

■受験資格

ア 2022年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び2023年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

【URL】 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>



海上保安庁 採用 検索

2. 海上保安大学校学生採用試験（2023年4月入学）

■受付期間

8月25日（木）～9月5日（月） ※インターネット受付

■試験日

第1次試験日：10月29日（土）、10月30日（日）

■受験資格

ア 2022年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2023年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

※試験の詳細につきましては、第十管区海上保安本部総務部人事課（☎099-250-9800）にお問い合わせいただくか、人事院HP「国家公務員採用情報NAVI」をご覧ください。

新型コロナワクチン（1・2回目）未接種の方へお知らせ

コロナワクチン接種を希望される方は、コールセンター（72-3001）までご連絡ください。

医療機関名	瀬戸内町へき地診療所 古仁屋瀬久井西13-2
接種日時	7月1日（金）・7月22日（金）14:00～16:00
接種対象者	12歳以上
費用	無料
ワクチンの種類	ファイザー社（通常、3週間で2回接種）
予約	瀬戸内町コールセンター 0997-72-3001（平日9時～17時）

※ 希望者が一定人数集まらない場合は、日程を変更することがあります。

※ 日程の都合が合わない方は、コールセンターまでご相談ください。

■お問合わせ先 保健福祉課保健福祉係 ☎0997-72-1068

7月は、第72回「社会を明るくする運動」強調月間です。犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ。この運動の趣旨。すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

この運動がめざすこと
 （目標1）犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
 （目標2）犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

自衛官候補生

平和を創る人が、そばにいる。



試験区分	第3回自衛官候補生採用試験
試験日	○筆記試験(Web):9月17日(土)または18日(日) ○口述検査、身体検査:9月20日(火)～23日(金祝)の指定する日 ※筆記試験については、Web試験を導入しております。細部はお問い合わせください。
場所	鹿児島県大島支庁、奄美駐屯地
受付期間	7月1日(金)～9月5日(月)
応募資格	採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満(男・女)

国家を守る、公務員。



陸海空自衛官

一般曹候補生

平和を創る仕事を、一生のものにする。

航空学生

大空を舞台に活躍する夢が叶う。

試験区分	第2回一般曹候補生	航空学生
1次試験(筆記試験)	9月18日(日) ※筆記試験についてはWeb試験を導入しております。細部はお問い合わせください	9月19日(月祝)
場所	鹿児島県大島支庁	
受付期間	7月1日(金)～9月5日(月)	7月1日(金)～9月8日(木)
応募資格	採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満	海上:18歳以上23歳未満 航空:18歳以上21歳未満

令和4年度

陸海空

平和を、仕事にする。

自衛官募集

防衛省 自衛隊鹿児島地方協力本部
奄美大島駐在員事務所 ☎53-9103



「自衛官応募ナビ」で検索

■お問い合わせ・お申込み先 教育委員会総務課 担当：山田・林 ☎0997-72-0113

夏の就学相談会の開催について

令和5年度に小学校・中学校に入学する園児や児童の保護者・教育現場で児童生徒と関わっている教職員を対象に、大島養護学校の相談員を迎え就学に関する相談会を開催します。

先生の手厚いサポートを受けられた幼稚園や保育園と違い、小学校では子どもが主体となって動く上に子ども同士の繋がりも深くなっています。

「勉強についていけるのか」「友達ができるのか」「楽しい学校生活をおくれるのか」など、疑問や不安についての相談を実施します。希望する保護者および教職員はご連絡ください。相談時間帯については、申込時にご相談ください。

■日時
7月28日(木)
午前10時～午後4時

■場所
役場4階委員会室

■申込方法

電話にて町教育委員会総務課(山田・林)までお申込みください。

■申込期限

7月15日(金)午後5時まで

このような心配があるときはご相談ください。

【生活の中で】

□ 衣服の脱着が一人でできないことが多い。

□ はしやスプーンを使って、一人で食えることができない。

【集団生活の中で】

□ 同年代の友達と関わるのが苦手である。

□ 静かな場所ですっきりしていることが苦手である。

【言葉や文字、数量の理解について】

□ 友達や大人が話す内容や指示が理解できないようである。

□ 一語文や二語文で伝えることが多い。

■お問い合わせ先 建設課森林土木係 ☎0997-72-1197

土石流および山崩れ災害についてのお知らせ

近年、梅雨期の豪雨や台風により、多くの山地災害が発生していることから、梅雨期にあたり、土石流が発生した場合、被害を受ける危険性があり、緊急的な防災対策が必要となるのでお知らせします。

雨の日は気象情報や防災無線の情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。

特に雨が降っている時に、土石流の前兆現象を感じた場合や、市町村からの避難の連絡があった場合は、速やかに避難所へ避難しましょう。

また、記録的な豪雨が予想される場合は、今までにない規模の災害が起こる危険性があります。さらに、雨が降り止んだ後でも、土石流が発生することもありますので注意しましょう。

なお、山地災害に関してお気づきのことがあれば、瀬戸内町役場建設課森林土木係(☎0997-72-1197【直通】)までご連絡ください。

土石流災害について

谷や斜面に溜まった土・石・砂などが梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒に流れてくるのが土石流です。破壊力が大きく、また速度も速いので、大きな被害をもたらします。

土石流の前兆現象

- 山鳴り、立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。

山崩れ災害について

地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった山の斜面が突然崩れるのが山崩れです。突発的に起こり、瞬時に崩れるので、逃げ遅れる人も多く犠牲者の割合も高くなります。また、地震をきっかけに起こることもあります。

山崩れの前兆現象

- わき水の量が急に増える。
- 枯れたことのないわき水が止まる。
- わき水が濁る。 ●山の斜面を水が走り始める。
- 地鳴りの音が聞こえだす。
- 山の斜面に亀裂が走る。
- 山の木が傾く。 ●石が転がり落ちてくる。

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② ■令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■令和4年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の
収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税**の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 可能な限り速やかに、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を瀬戸内町役場町民生活課 児童母子係へご提出ください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、**収入が急変した方**)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに瀬戸内町役場町民生活課 児童母子係の窓口**に直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

お問い合わせ先
町民生活課 児童母子係 電話 0997-72-1060

ミニ人間ドックのお知らせ

7月6日(水)～7月9日(土)の間、ミニ人間ドックがあります。

内容は特定健診・長寿健診の他、各種がん検診があります。特定健診は国民健康保険加入の30歳以上の方、長寿健診は75歳以上の後期高齢者の方が対象です。特定健診・長寿健診は**無料**ですので、この機会にぜひ！
がん検診は町内に住む40歳以上の全員が対象になります。6月に対象の各世帯へ受診券とけんしん日程表を配布していますので、ご自身の対象となるけんしんと日程をご確認ください。
感染症対策のため受付時間を分けてご案内しています。料金等はオレンジ色のけんしん日程表でご確認ください。一年に一度、身体の状態を知ることが健康への第一歩です。
※ご不明な点は保健福祉課保健予防係・保険給付係へご連絡ください。

肺がんCT検査のご案内

肺がんCT検診では、肺全体の断面を隅々まで検査するため、胸部X線検査では心臓や横隔膜などに隠れて見つけない場所のがんや、小さながん(早期がん)を発見することが可能となります。また、肺がんだけでなく、肺結核、喫煙に関連した肺気腫などの慢性呼吸器疾患の診断も可能です。

受診を希望される方は、保健福祉課保健予防係までお早めにお申込みください。なお、肺がんCTを受診される方は、肺がん検診を受診しなくてもけっこうです。

保健福祉課保健予防係 ☎0997-72-1122

お問合わせ・お申込み先

■日時・場所
7月15日(金)
Aコープ前集荷場

■料金
7,900円

■対象
町内在住の40歳以上の方(肺がん検診を受けていない方)

■申込期間
7月1日(金)～7月8日(金)

保健福祉課保健福祉係 ☎0997-72-1068

お問合わせ先

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

令和5年3月31日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容 国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円(5年償還)

■請求窓口 保健福祉課保健福祉係 ☎0997-72-1068(直通) 担当 長・碩

■お問い合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎0997-72-1068

国民健康保険被保険者証の切替について

■切替期間

令和4年7月25日（月）～8月5日（金）午前8時30分から午後5時（休日を除く）

■持参するもの

①国民健康保険被保険者証（有効期限が令和4年7月31日までの被保険者証）

※被保険者証の切替に伴う準備期間があるため、7月中に国保税を完納された世帯（特に金融機関でのお支払いの場合）は、完納確認が遅れるため、行き違いが生じてしまいます。恐れ入りますが、切替の際、完納された領収証を必ず持参してください。

■切替方法

◇古仁屋市街地の方（大湊、春日、松江、船津、高丘、宮前、瀬久井東、瀬久井西）

役場1階保健福祉課（国保窓口）

◇古仁屋市街地以外の方

各集落の嘱託員が切替を行います。

※集落毎で切替方法が異なることもありますので、お住まいの地区の嘱託員にお問合わせください。

※75歳以上（65歳以上の障害認定者を含む）の「後期高齢者医療制度」の被保険者証についても、8月が切替となっています。（下記参照）詳細は、保健福祉課保険給付係へお問合わせください。

■後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進にご協力をお願いします。

後発医薬品は、新薬の特許期間終了後に製造・販売される薬です。

新薬と同じ効果を保ちながら低価格で提供されていることが多く、医療の質を下げることなく、医療費の節約に貢献しています。

まずは、医師・薬剤師に相談して、後発医薬品を上手に活用しましょう。

■お問い合わせ先 保健福祉課保険給付係 ☎0997-72-1068

後期高齢者医療被保険者証の切替について

現在ご使用中の『後期高齢者医療被保険者証』は、有効期限が令和4年7月31日までとなっています。令和4年8月1日以降は新しい保険証となります。

なお、古仁屋市街地にお住まいの方は**7月下旬**にご自宅に郵送します。古仁屋市街地以外にお住まいの方は各集落の嘱託員に配布していただきます。

※今年度は10月に窓口負担割合の一部変更が行われるため、**保険証の切替を8月と10月の2回行います。**（すべての後期高齢者医療被保険者が対象です。）

■切替方法

◇古仁屋市街地の方（大湊、春日、松江、船津、高丘、宮前、瀬久井東、瀬久井西）は、郵送

◇古仁屋市街地以外の方は、各集落の嘱託員が切替を行います。

■保険証の色

①7月31日まで→**エンジ色**の保険証

②8月1日～9月30日まで→**青色**の保険証 ※7月下旬に交付します。

③10月1日～令和5年7月31日まで→**緑色**の保険証 ※9月下旬に交付します。

■注意事項

保険料の滞納がある方は切替ができません。

早めの完納をお願いします。



めばえ

今月の担当者
古仁屋信愛幼稚園
園長 シスター
西山 晃代



いつまでも 一緒に

瀬戸内町の皆様、63年の長きにわたって、古仁屋信愛幼稚園を支え導いていただき有難うございます。本園は、令和4年度をもって、私立幼稚園としての教育の使命を終了いたします。

信愛幼稚園の設立母体である、フランス・ショファイユの幼きイエズス修道会は終戦後、アメリカより奄美大島へ派遣されたジェローム神父の要請を受け、1954年（昭和29年）恵まれない子女の養育のため（現）奄美市西仲勝に「乳児院」を設立したが、高齢化社会へと向かう社会状況を踏まえ、鹿児島教区の要請に応え、1988年（昭和63年）4月（現）特別養護老人ホーム「めぐみの園」へ移行した。

また、社会福祉と並行し、幼きイエズス修道会は、名瀬市街地の大火、古仁屋市街地の大火を機にカトリック教会よりの要請で1957年（昭和32年）名瀬信愛幼稚園の設立、続いて1960年（昭和35年）名瀬信愛幼稚園の分園として本園が設立され、翌、1961年（昭和36年）公的認可を受け、宗教法人 古仁屋信愛幼稚園として独立した。

1984年（昭和59年）4月、学校法人化により名瀬信愛幼稚園と共に学校法人奄美信愛学園古仁屋信愛幼稚園として独立した。以来、本園は、卒園生2362名を世に送り出し、一般教職員が幼きイエズス修道会の教育理念・教育方針を共有し、63年の歩みを辿ってきました。

こうして、設立母体であるショファイユの幼きイエズス修道会は、本会のカリスマが古仁屋の地で完了の時を迎えたことを確認し、瀬戸内町に引継ぐことを決定した。





そして、私は今、最後の「めばえ」投稿依頼を受け、272号の原稿を認めながら回想しています。

平成11年4月古仁屋への2度目の派遣で着任したおり、当時、婦人会長であった、南 道子様が来園されました。それは、本町の幼児教育を共に考えるよい案はないかとのお話でした。その結果生まれたのが「めばえ」の始まりです。以来、瀬戸内町教育委員会社会教育課の下で23年もの間、続いたこの企画に瀬戸内町の小、中、学校長、各施設長の方々の善意の「結いの心」を感じています。

いよいよ、令和5年度より古仁屋信愛幼稚園が瀬戸内町へ移管され、瀬戸内町立「ひかり幼稚園」として発足する運びとなりました。この恵みを古仁屋信愛幼稚園を卒園した2362名の卒園生と保護者、祖父母、90余名の教職員の皆様が、本園で貫いた「愛の精神」をこの瀬戸内町の宝として、子々孫々に引継いで「自由」と「平和」の心を共有し続けてくださるよう心から願っています。感謝をこめて。

“DEO GRATIAS”
「一つの心・一つの魂」
で
光の子を
“いつまでも一緒に”

8月のご案内
篠川保育所
です。

平成11年から始まった「めばえ」を、23年もの長きにわたって、共に考え、共に歩んでくださったこと、心から感謝申し上げます。 m(____)m
教育委員会
社会教育課一同